

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和4年7月組合議会臨時会会議録

令和4年7月13日

1 出席議員氏名

松隈 清之	岡 広明	森山 林	尼寺 省悟	江副 康成
西依 義規	重松 一徳	中村 絵理	宮原 宏典	松信 彰文
中山 五雄	田中 静雄			

2 欠席議員氏名

なし

3 議会録署名議員

宮原 宏典 田中 静雄

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	下田 辰也	次長	秋吉 孝二
次長兼鳥栖消防署長	森園 省三	次長兼予防課長	船津 直樹
総務課長	西山 伸一	警防課長	松永 康輝
情報指令課長	井上 耕一	西消防署長	田中 清雅
総務課長補佐	大寫 邦彦	総務係長	園木 勝彦
財政係長	黒田 聡		

5 議会事務局員氏名

総務係員 黒岩 義弘

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	副議長の選挙
日程第 4	管理者提案理由説明
日程第 5	財産（物品）の取得について（高規格救急自動車）
日程第 6	専決処分事項の報告

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 9時57分から10時14分

(松隈議長)

おはようございます。

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第5号におきまして、組合議会臨時会が招集されました。

ただ今、出席人員12人、よって定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。

これより組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程にはいります前に新しく組合議員になられました方を私から紹介させていただきます。

みやき町から令和4年3月1日付けで選出されました、岡広明議員、宮原宏典議員、松信彰文議員、順次ご挨拶をお願いいたします。

(岡議員)

只今、松隈議長よりご紹介いただきました、みやき町議会議長の岡広明でございます。

どうか皆様方のご指導のほど、よろしくお願いいたします。

(宮原議員)

只今、議長よりご紹介いただきました、宮原でございます。

消防議会のほうは久しぶりでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

(松信議員)

おはようございます。

みやき町の松信彰文と申します。

この会議は2回目でございます。どうぞご指導よろしくお願い申し上げます。

(松隈議長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、組合議員に就任された方の紹介を終わらせていただきます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において宮原宏典議員並びに田中静雄議員を指名いたします。

(松隈議長)

日程第3 副議長の選挙を行います。

これは、議員の任期満了に伴い現在不在となっておりますので、副議長の選挙を宣告いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

それでは指名推選をお願いいたします。

(重松議員)

はい。

(松隈議長)

重松議員。

(重松議員)

副議長の選挙につきましては、只今、指名推選ということでございますので、推薦したいと思います。

本日までの組合議会の副議長は発足当時より、三養基郡の議長会会長が就任されているとお聞きいたしております。

今回におきましても三養基郡の議長会会長に就任されております、みやき町の岡広明議員を副議長に推薦したいと思います。

よろしくをお願いいたします。

(松隈議長)

只今、重松議員から岡広明議員を副議長にとの推薦がございましたが、これにご異

議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって岡広明議員を副議長の当選人と定めます。

副議長に当選されました岡広明議員がおられますので告知いたします。

それでは副議長の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

(岡議員)

只今、選挙によりまして副議長に選出をしていただきました、みやき町議会議長の岡広明でございます。

誠心誠意、職務を全うしていきたいと思いますので、議員各位のご協力をお願いしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(松隈議長)

ありがとうございました。

日程第4 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長。

(松隈議長)

橋本管理者。

(橋本管理者)

おはようございます。

本日は鳥栖・三養基地区消防事務組合の臨時会にご出席いただきまして、心からお礼申し上げます。

提案理由の説明に入ります前に、この度みやき町から岡議員、宮原議員、そして松信議員に本組合の議員にご就任いただきました。おめでとうございます。

この地域の生命と財産を守るという大変重要な使命を持った組合でございます。

今後ともよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

では、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに組合議会臨時会を招集いたしまして提案しております議案について概要を説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

まず、議案第5号 財産（物品）の取得について申し上げます。

これは、高規格救急自動車の更新をいたしたく、契約の締結について議決をお願い

するものでございます。

次に、報告第1号 専決処分事項の報告でございますが、救急活動時に発生いたしました安全管理上のかしに基づく損害賠償について、専決処分をいたしましたのでご報告するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

ありがとうございました。

日程第5 議案第5号 財産(物品)の取得について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(松永課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永警防課長。

(松永課長)

警防課長の松永でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案第5号 財産(物品)の取得についてご説明いたします。

①の議案書1ページをお願いいたします。

財産の取得について車両更新計画に基づきまして、救急用車両を計画的に更新し、救急体制の充実・強化を図るため、高規格救急自動車1台を購入するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

現在、鳥栖消防署基山分署に配置をいたしております高規格救急自動車でございますが、走行距離は約11万km、消防車両及び通信施設等の整備(更新)に関する要綱に規定する更新基準の10年を経過し老朽化が進んでおりますので、緊急防災・減災事業債を活用し更新するものでございます。

なお、高規格救急自動車1台の契約金額は31,272,383円で、契約の相手方は佐賀日産自動車株式会社鳥栖店であり、去る6月9日、3者による指名競争入札を行い仮契約を締結いたしております。

議案参考資料に仮契約書と車両の仕様概要、入札状況調書を添付いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第5号の質疑を行います。

(中村議員)

議長

(松隈議長)

中村議員

(中村議員)

まず、この件につきまして三つほど質問をさせていただきます。

まず新しい車両に更新をなさるということですが、こちらの更新の運用基準はどのようになっているのか。少し詳しくお示し下さい。

それから、新しい車両に変えるということは、旧車両があるということでした。この旧車両の扱いはどのようになさっているのか、お示してください。

それから、最近では電気自動車ということで、脱炭素ということで、そういうことも考えられているかと思うんですが、この電気自動車の導入について今後はどのようにお考えになっているのか、こちらのところをお考えをお聞かせください。

この3つになります、お願いいたします。

(松永課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永警防課長

(松永課長)

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、車両の更新計画の基準ということで本組合では救急車の更新年数は10年程度と考えておりますが、先ほど説明のとおり消防車両及び通信施設等の整備、更新に関する要綱、これに定めているところでございます。

当該車両の走行距離、故障履歴、資機材等の消耗度を考慮して、更新計画を策定させていただいております。

なお、消防ポンプ自動車、救急車等の緊急自動車につきましては、住民の生命、財産に直結するものであり、老朽化による不具合等がないよう一定の更新基準に基づき計画を更新しているところでございます。

また、その他の車両につきましても一定の更新計画に基づき、更新をしておりますが、車両の程度により極力延伸を行うなど、財政運営の健全化・スリム化を推進して

いるところでございます。

それから２点目の更新した車両についての処分の方法でございますが、今回更新する車両につきましては、組合が保有している救急自動車の中で最も古く、資機材等も消耗していることから廃車とする予定でございます。

なお、一部の消防本部ではオークションなどで売却しているところもございますが、車両の更新については基本的に老朽化に伴うものであり、平成１３年及び１６年、総務省消防庁から不要車両の処分について、解体等を目的とした抹消登録の手續徹底や、緊急車両としての機能消滅などが通知されていることから、今後についても部品の転売を認めスクラップにした上で、廃車をしたいというふうに考えております。

それから３つ目の電気自動車等の導入の件でございます。

国内でハイブリッドや燃料電池車の救急車を販売している事業所はございません。２０２０年３月、東京消防庁が日産自動車から８，０００万円余りで購入した救急車が、日本初のＥＶ救急車となったところでございます。

このＥＶ救急車は量産車にないワンオフの特別仕様という意味でも、国内に１台しかない救急車であり、高額となっているところでございます。

なお、緊急車両以外の連絡車については、今後、ハイブリッド、それからＥＶ等の車両導入に向けて、検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

(中村議員)

ありがとうございます。

(松隈議長)

中村議員、よろしいですか。

(中村議員)

はい、ありがとうございます。

(松隈議長)

他にありませんか。

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第５号 財産（物品）の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第５号 財産（物品）の取得については原案

のとおり決しました。

(松隈議長)

日程第6 報告第1号 専決処分事項の報告について議題といたします。
詳細説明を求めます。

(西山課長)

はい、議長。

(松隈議長)

西山総務課長

(西山課長)

おはようございます。総務課長を拝命しました西山でございます。よろしくお願いいたします。

報告第1号 専決処分事項の報告について説明いたします。

資料①2ページ・3ページをお願いします。

本件の概要につきましては、令和4年5月3日発生の鳥栖市鎗田町救急事案において、傷病者を救急車へ収容する際、玄関外側に置かれていた一本松の植木鉢を倒し破損したものでございます。

なお、相手方とは令和4年5月16日に示談が成立したため予備費を充用し、保障補填及び賠償金として新たに購入された植木鉢代1万3千円を支出し、その後本組合が加入しています、消防業務賠償責任保険で保険金5千円を収入いたしております。

また専決処分につきましては、本組合管理者の専決処分の指定に関する条例第2条第1項第5号に規定しています、1件30万円以下の損害賠償額を決定することから、令和4年5月19日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により組合議会へ報告するものでございます。

今後、このような事がないよう、指導の徹底を図ってまいります。

以上、説明を終わらせていただきます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより報告第1号の質疑を行います。

(重松議員)

はい。

(松隈議長)

重松議員

(重松議員)

消防隊員の方が、救急隊も含めて活動する場合に、必ずこういうふうに物を破損するとかいう事件はあるんだろうと思います。

監査でも1件出てましたけれども、専決処分ですることは当然大事で、補償することは大事なんですけれども、損害賠償保険に掛けてするときに、今のままだったら金額的に、例えば今回は13,000円ぐらい。前回監査行ったときには5千何百円ぐらい出てましたけれども、じゃ200円300円でもするのかと、保険で。というのは、逆にそういうふうに保険を使うことによって業務が増えるし、職員の方がそれに追われてしまうというのがあるんじゃないかと。

そうすると、いくらまでだったら、これはもう何とか雑損処理でしていくと。いくらだったらこれはもう、いくら以上は賠償保険を使うというのを基準をですね、したほうがいいんじゃないのかと。今から先こういう事件は沢山出てくるだろうというふうに思うんですね。それでこれは報告ですので、議決事項ではありませんから管理者及び副管理者のほうで話をしてもらって、一定程度どのような場合の扱いを損害保険でやっていくという基準をですね、作って議会のほうに報告してもらえればと、いうふうに思っております。

以上です。

(橋本管理者)

はい。

(松隈議長)

橋本管理者

(橋本管理者)

重松議員からの御指摘ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、事務的な、監査があつたりします。

この基準については、今後、事務局を含め検討して基準を設けたいと思います。
ありがとうございます。

(松隈議長)

他にありませんか。

質疑を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして組合議会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 10時14分

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和4年7月15日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

宮原弘典

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

田中静雄